結核指定医療機関の指定事務等に係る取扱要領

札幌市保健福祉局

(目的)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第38条第2項に規定する結核指定医療機関の指定の事務に関し、必要な事務の取り扱いを定めるものとする。

(結核指定医療機関の同意書)

第2条 法第38条第2項の規定による結核指定医療機関の同意は、様式1によるものとする。

(結核指定医療機関指定書の交付)

- 第3条 市長は、前条の医療機関の同意書の提出により、法第38条第 2項の規定により結核指定医療機関として指定したときは、当該医療 機関に対し、結核指定医療機関指定書(様式2)を交付するものとす る。
- 2 結核指定医療機関の開設者が前項に規定する結核指定医療機関指 定書を紛失、破損したときは、様式3による結核医療機関指定書再交 付申請書を市長に提出することができる。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により結核指定医療機関指定書再交付申請書を受理したときについて準用する。この場合において、第1項中「前条の医療機関の同意書の提出により、法第38条第2項の規定により結核指定医療機関として指定したとき」とあるのは、「次項の規定により結核指定医療機関指定書再交付申請書を受理したとき」と、「(様式2)」とあるのは、「(様式2の2)」と読み替えるものとする。

(結核指定医療機関の辞退等)

- 第4条 法第38条第8項の規定により、結核指定医療機関の開設者が 指定を辞退しようとするとき又は次に掲げる事由が発生したときは、 様式4による辞退届に結核指定医療機関指定書を添付し、市長に提出 するものとする。
 - (1) 医療機関が診療又は業務を休止、廃止する場合
 - (2) 診療所を病院に変更し、又は病院を診療所に変更する場合
 - (3) 開設者を変更する場合
 - (4) 医療機関を移転する場合(医療機関の増改築による仮移転を含む。)

第5条 結核指定医療機関の開設者が死亡又は失そうの宣告を受けた ときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡又は失そ うの届出義務者が、様式4による辞退届を市長に提出するものとする。

(結核指定医療機関の変更)

- 第6条 結核指定医療機関に次の各号に掲げる事由が発生したときは、 その開設者は、様式5による変更届に結核医療機関指定書を添付し、 市長に提出するものとする。
 - (1) 医療機関の名称の変更
 - (2) 医療機関の所在地の地名地番の変更
 - (3) 開設者の氏名又は住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏 名又は法人の所在地)の変更
- 2 市長は、前項の規定により提出された変更届を受理したときは、添付された結核指定医療機関指定書の裏面に変更事項の追記及び市長 印の押印をし、これを当該結核指定医療機関に交付するものとする。

(届出の経由)

第7条 第3条第2項及び第4条から第6条までの規定により市長に 提出する届出は、保健所長に行なうものとする。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 結核予防法(昭和 26 年法律第 96 号。平成 19 年 3 月 31 日廃止。) 第 36 条第 1 項により結核指定医療機関として指定した医療機関については、法第 38 条第 2 項による結核指定医療機関として指定されたとみなすものとする。

結核指定医療機関指定同意書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

開設者の住所(法人の場合は法人の所在地)

開設者の氏名 印 (法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定による結核指定医療機関として 年 月 日付けをもって指定されることに同意します。

なお、指定のうえは、同法第 41 条第 1 項の規定に基づく診療報酬により、同法の定めるところに従って、同法の医療を担当します。

医療機関の所在地

医療機関の名称

医療機関診療科名

結核指定医療機関指定書

札 (指定)第 号

結核指定医療機関の開設者の住所

結核指定医療機関の開設者の氏名

結核指定医療機関の所在地

結核指定医療機関の名称

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第38条第2項の規定により、次の医療機関を結核 指定医療機関に指定する。

年 月 日

札幌市長

印

様式2 裏面

追記事項								
変更区分	1 医源	寮機関名称	· 2医病	寮機関 所	在地の地名地番	3 開設者氏名	4開設和	
変更事項 (区分)	新							
変更事項 (区分)	新							
変更届年月日		年	月	目	変更年月日	年	月	日
左	F	月	日					
札幌市長							印	

結核指定医療機関指定書

札 (再交付)第 号

結核指定医療機関の開設者の住所

結核指定医療機関の開設者の氏名

結核指定医療機関の所在地

結核指定医療機関の名称

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律第38条第2項の規定により、次の医療機関を結核 指定医療機関に指定する。

年 月 日

札幌市長

印

様式2の2 裏面

追記事項								
変更区分	1 医源	寮機関名称	· 2医病	寮機関 所	在地の地名地番	3 開設者氏名	4開設和	
変更事項 (区分)	新							
変更事項 (区分)	新							
変更届年月日		年	月	目	変更年月日	年	月	日
左	F	月	日					
札幌市長							印	

結核指定医療機関指定書再交付申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

開設者の住所 (法人の場合は法人の所在地)

届出者

開設者の氏名 印 (法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定により 年 月 日に指定されておりますが、その結核指定医療機関指定書を紛失(破損)しましたので、結核指定医療機関指定書の再交付を申請いたします。

記

- 1 結核指定医療機関の所在地
- 2 結核指定医療機関の名称

結核指定医療機関辞退届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

年 月 日をもって結核指定医療機関としての指定を辞退したいので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第8項の規定により届け出ます。

結核指定医療機関の所在地

結核指定医療機関の名称

届出者

結核指定医療機関の開設者の住所 (代理者の住所)

結核指定医療機関の開設者の氏名 (代理者の氏名) 印

記

- 1 辞退理由
- 2 指定書 別添のとおり
 - (1) 指 定 年 月 日

年 月 日

(2) 指 定 番 号

札 第 号

※ 指定書を紛失した場合には、指定書の代わりに結核指定医療機関指定書紛失届 (様式6)を提出すること。

結核指定医療機関変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

開設者の住所

(法人の場合は法人の所在地)

届出者

開設者の氏名

印

(法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名)

年 月 日付、札 第 号をもって指定された医療機関に変更がありましたので届け出ます。

記

1 結核指定医療機関の名称

2 変更事項

	1	医療機関の名称の変更
変更区分	2	開設者の氏名(法人名称・代表者氏名)
(該当数字に〇)	3	医療機関の所在地の地名地番の変更
	4	開設者の住所(法人の所在地)
変更事項 (変更区分)	新	
	旧	
変更事項 (変更区分)	新	
	旧	
変更年月日		年 月 日

- ※1 結核指定医療機関指定書又は結核指定医療機関指定書再交付申請届(様式3)を添付すること。
- ※2 結核指定医療機関の名称は、結核指定医療機関指定書に記載されている名 称を記入すること。
- ※3 変更区分の欄は、該当する数字に○を付けること。
- ※4 変更事項の欄に、該当する変更区分の数字を記入すること。

結核指定医療機関指定書紛失届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

開設者の住所 (法人の場合は法人の所在地)

届出者

開設者の氏名 印 (法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定により 年 月 日に指定されておりますが、その結核指定医療機関指定書を紛失(破損)しましたので届け出ます。

記

- 1 結核指定医療機関の所在地
- 2 結核指定医療機関の名称